

# みえ出逢いサポートセンター イベント等利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）の利用者（※）が遵守すべき事項を定めるもので、利用者は、本規約に同意した上でセンターが情報発信する出会いイベントや、出会い・結婚に関するセミナー等（以下「イベント等」という。）や相談サポートを利用するものとします。

※利用者…イベント等の応募者および参加者や、センターが行う出会い・結婚に関する相談サポートの利用者

## 1 利用要件

イベント等や相談サポートを利用するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 本規約に同意された方
- (2) センターまたは各イベント等の主催者（以下「主催者」という。）が定める申し込み方法により、イベント等の申し込みを行い、主催者の承認を得た方
- (3) 結婚を希望する県内在住または在勤の18歳以上の独身男女（ただし、18歳に達してから最初の年度末までにあって、学生である方は除く。）、または未婚の子を持つ親等  
なお、上記の範囲内で、イベント等ごとに個別に対象年齢が設定されている場合は、その対象に該当する方
- (4) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でないこと

## 2 禁止事項

利用者はイベント等や相談サポートを利用するに際して次の行為を禁止します。なお、該当の行為があった場合は、以降の利用を停止する場合があります。

また、センターに損害を与えた場合、センターは利用者に対して損害賠償を請求するものとします。

- (1) 本規約を遵守しない旨を公言する行為

- (2) 本規約に反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) 他の利用者に対する営業や勧誘活動（宗教活動や政治活動を含む）等を目的とする行為
- (6) 他の利用者や第三者のプライバシーを侵害し、または誹謗中傷や名誉を傷つける行為
- (7) センターの信用・品位を損なう行為
- (8) イベント等で知り得た他の参加者に関する情報を、その終了後も自己または第三者のために使用し、または開示する行為
- (9) センターおよびセンターの関係者、他の利用者に対し、暴言および暴言と判断される文言、嫌がらせおよび嫌がらせと判断される文言等を、直接相手に言うまたは間接的に伝える行為
- (10) イベント等の参加決定を第三者に譲渡、貸与、売買する行為
- (11) その他、前各号に該当するおそれのある行為やこれに類する行為

### 3 センターの責任

- (1) 情報提供するイベント等の情報に関し、利用者と他の利用者、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、利用者と主催者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、センターは一切責任を負わず、また利用者はセンターに損害を与えないものとします。
- (2) 主催者が管理を怠ったことによって利用者の個人情報等について第三者による不正利用がなされた時は、その不正利用により発生した全ての損害について主催者が責を負い、センターは一切の責任を負わないものとします。
- (3) イベント等への参加やその後の交際にかかる相談等、センターは利用者に対し様々なサポートを行います。希望条件に合う相手との出会いを保証するものではありません。
- (4) イベント等や相談サポートの利用及び上記の禁止事項への抵触による利用停止等から発生した利用者の損害について、センターは一切責任を負わないものとします。